水戸市立
赤塚中学校いじめ防止基本方針

※マーカー部分が改定部分

平成２６年４月
水戸市立赤塚中学校　生徒指導部
（令和６年２月２８日改定）

令和６年度水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針

第１　水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針について

１　水戸市立赤塚中学校の基本方針策定の目的

水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針は，生徒に対するいじめの防止に係る基本理念を定め，学校，保護者，地域住民，関係機関等の責務や役割を明確にするとともに，「いじめの未然防止」や「早期発見・早期対応」及び「いじめの早期解消」について基本となる事項を定め，生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること，いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

２　いじめの定義

いじめとは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

３いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，どの生徒にもどの集団にも起こりうるもので，断じて許される行為ではない。いじめは，生徒の心身の健やかな成長を著しく阻害する行為であり，その根絶に向けて誰もが真摯に取り組まなければならない。

４　いじめに対する基本姿勢

いじめに対する基本姿勢

<u>いじめの未然防止・早期発見・早期解決</u>

(1)　いじめは，どの生徒にも，どの集団にも起こりうるものである身近な問題である。
(2)　いじめのない社会をつくるために，学校，保護者，地域などが相互に連携・協力する必要がある。
(3)　生徒は，いじめは深刻な人権侵害であると理解し，その防止に向けて行動しなければならない。
このため，いじめの「未然防止（いじめを生まない集団づくり）」「早期発見・早期対応（いじめの兆候を見逃さない）」「いじめの早期解消（発見したいじめへの対処）」について実効性をもって具体的に取り組む。

第２　いじめ防止のための対策

１　水戸市立赤塚中学校いじめ防止対策委員会の設置及び年間計画

組織（概要）

○運営委員会　随時〈週１回開催〉 ・管理職，教務主任，生徒指導主事，保健主事，事務員，各学年主任，養護教諭 ○職員会議　随時〈月１回開催〉　・全職員 ○生徒指導部員会　週１回開催 ・管理職，教務主任，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー（外部人材）	・気になる生徒について情報の交換 ・今後の対応について共通理解 ・生徒指導に関する話合い ・学校生活アンケート・チェックリストの活用
○いじめ防止対策委員会　週１回開催 ・管理職，教務主任，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー（外部人材）	・いじめ防止の取組や計画の実践・検証，改善策の検討 ・いじめ防止，早期発見・早期対応のための研修会の実施
○いじめ対応チーム　〈発生時〉 ・管理職，教務主任，生徒指導主事，当該学年主任，学年担当，養護教諭，スクールカウンセラー，（部活顧問）等	・いじめ問題の早期解決に向けての対応 ・対応の役割分担

計画（概要）

４月	本年度のいじめ対策方針，指導体制確認 校内研修「いじめ防止基本方針について」	10月	いじめ防止標語の作成 校内研修「あかりⅡ」生徒一人一人の共通理解
５月	校内研修「あかりⅠ」生徒一人一人の共通理解	11月	学校生活アンケート（２学期）・面談の実施， いじめ解決フォーラム（全校活動）
６月	学校生活アンケート（１学期）・面談 いじめ防止教室（学級活動）	12月	学校評価の結果分析と検討
７月	情報モラル教室「ＳＮＳによるいじめに関する講演会」学校評価の結果分析と検討	１月	学校生活アンケート（３学期）・面談の実施， あいさつ運動強化月間
８月	校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 「気になる生徒の共通理解」	２月	学級編成
９月	いじめ防止教室（学級活動）	３月	来年度へ向けての方針，指導体制の見直し

【いじめ防止のための取組年間計画】

月	教師	生徒・保護者
４月	○学年間の情報交換，指導記録（児童生徒カルテ） ○いじめ対策に係る共通理解，いじめ対策組織編成 ○校内研修「いじめ防止基本方針について」 ○基本的生活習慣の定着と学校生活リズムを確立 『赤中プライド』を基盤とした，きまり，約束の確認と重点事項の共通理解 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○学級開き，人間関係づくり，学級づくり ○生徒集会（新入生歓迎会） ○「いじめの定義」についての理解 ○「校内オンライン相談窓口」の周知 ○保護者への「いじめ防止基本方針」やいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】
５月	○基本的生活習慣の定着と公共の場でのマナーを確立 ○校内研修「あかりⅠ（配慮を要する生徒への対応）」 ○規範意識の高揚を図る指導について ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施	○通信機器の使い方について ○通信機器の使い方について家庭用チェックリストの配付 ○行事を通した人間関係づくり

	○学校生活アンケートの実施	【船中泊（２年）】 【修学旅行（３年）】
6月	○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○薬物乱用防止教室	○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない①～いじめって何？～」
7月	○１学期の生徒指導の振り返り→２学期に向けての改善策の検討 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○朝のあいさつ運動【生活委員会】 ○ＳＮＳによるいじめに関する講演会 ○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」の周知
8月	○校内研修「いじめの早期発見早期対応」「気になる生徒の共通理解」 ○ＳＣを交えた教育相談研修会 「カウンセリングマインド」（教員向け） ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施	○配慮を要する生徒への連絡
9月	○夏季休業中や始業式の生徒の様子 【学年会・部員会】 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない②～いじめをなくす～」 ○家庭用チェックリスト（通信機器の家庭ルール）
10月	○校内研修「あかりⅡ(配慮を要する生徒への対応)」 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○行事を通した人間関係づくり【体育祭】 ○ふれあいプラン いじめ防止標語の作成【生活委員会】
11月	○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○ふれあいプラン「あいさつ運動スローガン」募集 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○行事を通した人間関係づくり 【合唱コンクール】 【水戸探訪（１年）】 ○教育月間に伴う挨拶運動 ○「いじめ解決フォーラム」の実施
12月	○２学期生徒指導の振り返り実施→３学期に向けての改善策の検討 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○朝のあいさつ運動【生活委員会】 ○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」の周知
1月	○冬季休業中や始業式の生徒の様子 【学年会・部員会】 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○朝のあいさつ運動【生活委員会】 ○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない③～私にできること～」 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【新入生保護者説明会】
2月	○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施 ○来年度の学級編成 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○ＳＮＳ家庭向け啓発だより
3月	○記録整理，上学年への引継ぎ情報の作成 ○来年度の学級編成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○生徒指導部員会及びいじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」の周知

２「未然防止」について

（１）基本的な考え方

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことで，達成感や成就感を味わわせ，自立を促し自己有用感を高め，自己指導能力を育てるとともに，生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え，他者への思いやりをもち主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

（２）具体的な取組（基本となる具体的な取組を次に示す）

自立を促し，自己有用感を高め，自己指導能力を育てるとともに，他者への思いやりをもたせる教育活動の推進

① 生徒が主体となって学ぶ授業づくり

教師は，すべての生徒が生き生きと授業に参加できるよう，個に応じて配慮したわかる授業の展開を図る。また，生徒と生徒，または生徒と教師のコミュニケーションを通して，お互いの考えを述べたり，聞いたりすることで，生徒が主体的に学習に取り組めるようにする。

② よりよい集団づくり

よりよい集団づくりを通して，好ましい人間関係づくりや規律の確立等を図る。
生徒一人一人の活躍の場や居場所を意図的，計画的に設定し，それにより自立を促し自己有用感を高める。

③ 健全な心を育成する教育

「ふれあいプラン」における『あいさつ運動』や『いじめ解決フォーラム』等の充実を図る。

④ 人とつながる喜びを味わう教育活動

学校行事や生徒会活動，学級活動の時間等において，グループワーク等を有効に活用し，友達と分かり合える楽しさやうれしさを共有したり，自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど，体験を通して他者への思いやりをもたせる教育活動を推進する。

⑤ ＳＮＳに利用に関するいじめ未然防止活動

パソコンやタブレット，スマートフォン（メールやライン等）を通じて行われるいじめを防止するための取組を推進する。（長期休み前の事前指導，ＳＮＳによるいじめに関する講演会）

⑥ いじめ防止教室

専門講師（スクールロイヤー，メディア情報指導委員）の講話，学級活動等を通して，情報モラルの向上を図り，携帯電話によるトラブルやネットいじめの防止に努める。

⑦ 教育相談体制の充実

生徒が安心して教師と相談できるように，日々の生活から生徒との信頼関係を築き，秘密を守れる相談の場を設定し，組織的に対応する。また，親との二者面談や，生徒や親が「スクールカウンセラー」のカウンセリングや「心の教室相談員」との相談を受けることのできる機

会を積極的に設定する。それに加え，校内オンライン相談窓口を開設し，１人１台端末のアンケート機能を活用し，生徒が相談者を選んで相談できる環境を設ける。

⑧ いじめ未然防止のための保護者への協力

保護者は，我が子がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うための指導，その他必要な指導を行うよう努める。また，子どもの変化を見逃さないようにする。気づいた際には学校に連絡する。

（３）校内研修体制

1　本年度研修計画

①本年度研修の重点

・本校のいじめに関する実態と課題を知り，本校のいじめ防止基本方針，計画についての理解を深める。
・いじめの未然防止，早期発見，早期解決のための指導力，対応力の向上に努める。

②研修年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	①	②			③④		⑤					

①いじめ防止基本方針に関する内容　②生徒の共通理解に関する内容【あかりⅠ】
③いじめの早期発見・早期解決に関する内容
④ＳＣによるカウンセリングに関する内容　⑤生徒の共通理解に関する内容容【あかりⅡ】

③４月の具体的な研修

・研修目的　赤中の問題の確認
・研修内容　いじめ防止基本方針の確認，始業前に確認しておきたい生徒の周知

（４）５月の具体的な研修

・研修目的　配慮を要する生徒の全職員での共通理解
・研修内容　「あかりⅠ」配慮を要する生徒について全職員で共通理解

（５）８月の具体的な研修

・研修目的　①組織で行う，いじめに対する指導力や対応力の向上
　②教員のカウンセリング力の向上
・研修内容　①いじめの早期発見・早期解決に向けた組織（チーム学校）としての指導・対応の仕方
　②ＳＣによる教育相談を行う上でのポイント

（６）１０月の具体的な研修

・研修目的　配慮を要する生徒の全職員での共通理解
・研修内容　「あかりⅡ」配慮を要する生徒について全職員で共通理解

第３　いじめの早期発見・早期解決

【早期発見・早期解決に向けての取組】

１　基本的な考え方

いじめは，未然防止と同様に早期に発見し，早期に対応することが重要である。
いじめは，気付きにくく判断しにくい形で行われることもあることを認識し，些細な兆候を見逃さず，早い段階から的確に関わり，いじめを積極的に認知することが必要である。そのために，日頃から生徒をしっかりと見守り，生徒との人間関係の構築に努め，生徒が示す変化を見逃さないようにする。
基本となる具体的な取組を以下に示す。また，学校内だけでなく各種団体や専門家と連携すると共に，収束に向かう過程においても，学校は家庭との連携を密にし，協力して該当生徒の健全な成長に努める。

２　具体的活動

（１）いじめの早期発見のために，生徒一人一人の悩みや不安に応じる様々な手段

① 日常的な観察の重視

「いじめは，どの学校・どの学級・どの生徒でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち，全教職員が生徒の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行う。このことにより，生徒の小さな変化を見逃さないようにし，気になればすぐに声をかけるように努める。

② 小さな変化への組織的観察

おかしいと感じた生徒，気になる生徒がいた場合には学年・ブロックや生徒指導委員会等の場において観察結果について，素早く情報を共有し，担当学年教員だけでなく，関われる教員が組織的に役割分担し，より多くの目で当該生徒を見守り，観察する。

③ 教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には，教員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに，問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても，組織的な対応を行い，役割分担をしながら早期対応に努める。

④ 「学校生活に関するアンケート」の実施

「学校生活に関するアンケート」を年９回実施する。この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に，組織的に観察を開始する。また，それぞれの回答に対応できるように，対応する組織を構成し，対応策についての共通理解，ケース会議を通して役割分担をして，素早く問題解決に取り組めるようにする。

⑤ 休み時間，昼休み等の校内巡回の実施

教師は，授業開始３分前には教室で生徒を出迎えるようにする。授業後，次の時間授業がない場合は次の授業担当者が来るまでの間，生徒の行動を見守る。また，昼休みには校内の巡回を行い，生徒の様子を日々，観察する。気付いたことがあれば，学年会や運営委員会や校務会での教員間での共通理解を図れるようにする。

⑥ ＳＮＳに関わるいじめについて

インターネットや携帯電話，スマートフォンによる誹謗中傷については，迅速かつ組織的に事実把握を行い，直ちに削除等の処置を行うように努める。また，児童ポルノ関連のいじめに関しては直ちに警察へ相談・通報を行う。

⑦ 犯罪に関わるいじめについて

被害生徒の命や安全を守ることを最優先に考え，犯罪に触れるいじめの行為（重大ないじめ事案）については，直ちに警察に相談・通報を行い，学校は適切な援助をもとめる。

（２）いじめの早期解決のための組織的対応と当該生徒の安全の保証

① いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，**いじめ対応チーム**を編成し学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え，いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために，スクールカウンセラー，心の教室相談員，養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

（３）家庭や地域，関係機関と連携した取り組み

① 「ＳＮＳに関する家庭のルールを決めよう」や「生徒の学校生活に関するアンケート」を保護者に対し実施する。気になる生徒がいるときには学校と家庭で連携を取り，教育相談を実施すると共に，組織的な観察を開始する。

② 学校評価を行い，各家庭の考えや意見を取り入れるなど学校と家庭で連携しながら，いじめの防止対策に努める。

③ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に，深刻と思われるいじめが起こった場合には，決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には，警察への相談・通報を行うことを事前に保護者等に周知する。

⑤ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

３　校内の体制と情報の集約

（１）組織の構成

全職員が事態に対し共通認識，共通理解し，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をして重大事態の対応にあたる。調査組織を結成し，事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

調査組織には，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り，当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

（２）職員の役割分担

全職員…　どんな些細なことでも，情報交換し共通認識と共通理解の徹底を図る。
調査結果を踏まえ，必要な措置，システムの改善，見直し等を行う。

校　　長…○全職員の招集と役割分担
○重大事態対応チームの結成
○調査の方法，対象者の確認
○保護者説明会での保護者への説明
○報道関係者への対応と記者会見

教　　頭…○市教育委員会への報告，相談
○学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応
○校長補佐

教　　務…○全職員への共通認識，共通理解
○全職員への役割の周知
○ＰＴＡと連携

生徒指導主事…○専門機関への連絡
○報告書の作成，教員間での共通理解の場の設定
○当該学年への協力，指導方針への助言・助力

当該学年主任…○被害生徒及び保護者，加害生徒及び保護者への対応及び聴取
学年担当　　○他の同学年生徒への対応及び調査
○調査結果の集約
○被害生徒又は保護者への聴取結果及び今後の支援策について説明

養護教諭…　○被害生徒への対応
○スクールカウンセラーとの連携

他　学　年…　○他学年生徒への対応及び調査
○指導方針の共通理解，当該学年への協力
○他生徒の様子の把握

事務，他職員…○来校者，電話の取り次ぎ

いじめ防止対策のための校内体制

いじめ防止対策委員会

・週１回開催
・管理職，教務主任，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー
※必要に応じて，特別支援コーディネーター，学年担当，道徳主任，特活主任，ＳＳＷ等
〈内容〉
・いじめ防止の取組や計画の実践・検証，改善策の検討
・いじめ防止，早期発見・早期対応のための研修会の実施
・いじめ防止教室の立案
・学校生活アンケートの結果分析
・学校評価での意見の検討

※ＰＤＣＡサイクルを活用し，未然防止，再発防止のために取組や計画を改善していく。

運営委員会

・週１回開催
・管理職，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，保健安全主事，事務職員
〈内容〉
・気になる生徒について情報の交換，対応

職員会議

・月１回開催　・全職員
〈内容〉
・気になる生徒の共通認識，共通理解，対応の確認
・研修会の開催

生徒指導部員会

・週１回開催（いじめ防止対策委員会を兼ねる）
・管理職，教務主任，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー
〈内容〉
・気になる生徒について情報の交換，対応
・学校生活アンケートの集計と分析

いじめ対応チーム

・いじめ問題発生時に編成
・管理職，教務主任，生徒指導主事，当該学年主任，学年担当，養護教諭
※必要に応じて，特別支援コーディネーター，部活動顧問，ＳＣ等
〈内容〉
・いじめ問題の早期解決に向けての対応

校長
　○援助指導の方向性・方針について指導助言，決定
　○必要に応じた保護者との面接
　○関係機関（市教委，県教委）との連絡
教頭
　○市教委との連携→指導・助言・協力
　○保護者（加害・被害生徒）への事実報告と今後の対応方法について共通理解
教務主任
　○事実確認
　○全職員への共通認識・理解
生徒指導主事
　○事実の記録，報告書の作成
　○当該学年への協力
学年主任，担任，学年担当
　○被害生徒の保護，聴取
　○加害生徒への聴取，指導
　○関係生徒（傍観者等）への聴取，指導
　○被害・加害生徒の保護者への連絡
養護教諭
　○ＳＣや心の教室相談員との連携　○被害生徒のカウンセリング

学校は校長の方針に基づき組織としていじめへの対応を進めていきます。一人の教師の思い込みや情報だけでなく，多面的に情報の収集に努め，校長が事態を収束したと判断するまでは，指導後の観察を要し，生徒の様子（被害生徒・加害生徒・全体の雰囲気）を，様々な教育活動の場面で観察する。

（３）聴取等の情報収集

被害生徒及び保護者，加害生徒及び保護者，他生徒，教員等の聴取等の情報収集を綿密に行い，全職員で事実確認を行う。いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。被害生徒又は保護者に聴取結果及び今後の支援策について説明をする。（希望する場合は書面での回答に応じる）

（４）水戸市教育委員会との連携

報告及び相談し，連携をとって対応する。

（５）ＰＴＡとの連携

ＰＴＡ会長と連絡を取り相談し，事態の性質に応じて保護者への説明をする。また，今後の対応，措置についても説明する機会を設ける。

（６）他生徒への対応

事態の性質に応じて，他生徒へ学級又は学年，全校集会を企画し，説明を行う。説明後は，生徒一人一人の様子をよく観察し，精神的なショックを受けた生徒等への心理的サポートをする。

（７）心理的なサポート体制

いじめられている生徒，精神的なショックを受けた生徒の心の傷を癒すために，スクールカウンセラー，心の教室相談員，養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

（８）窓口の一本化

学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応については，情報の混乱回避のために窓口を一本化する。報道関係者への対応と記者会見は，情報の混乱回避のために管理職以外の教員はインタビュー等への返答は避ける。

（９）今後の対応

調査結果を踏まえ，必要な措置について全職員で検討し再発防止に努める。